

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
鉄建建設株式会社	東京都千代田区三崎町二丁目5番3号

2 指名停止措置期間                   平成29年3月16日～平成29年4月15日（1箇月）

3 指名停止措置の適用範囲       茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

鉄建建設(株)及び同社の使用人が、同社の業務に関し、同社の労働者に対し、時間外労働に関する協定に定めた協定時間を超える時間外労働を行わせたとして、平成29年1月10日に大船渡簡易裁判所から労働基準法違反により同社及び当該使用人がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

鉄建建設(株)等が、労働基準法違反で罰金刑に処せられたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第1第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第11号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 業務に関し、法令に違反したとき。</p> <p>イ, ウ (略)</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内</p>

### 問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課  
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)